

平成30年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパン日本興亜をお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパン日本興亜では、平成29年7月1日および平成30年1月1日に自動車保険の改定を実施しました。

主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

1 商品改定の内容

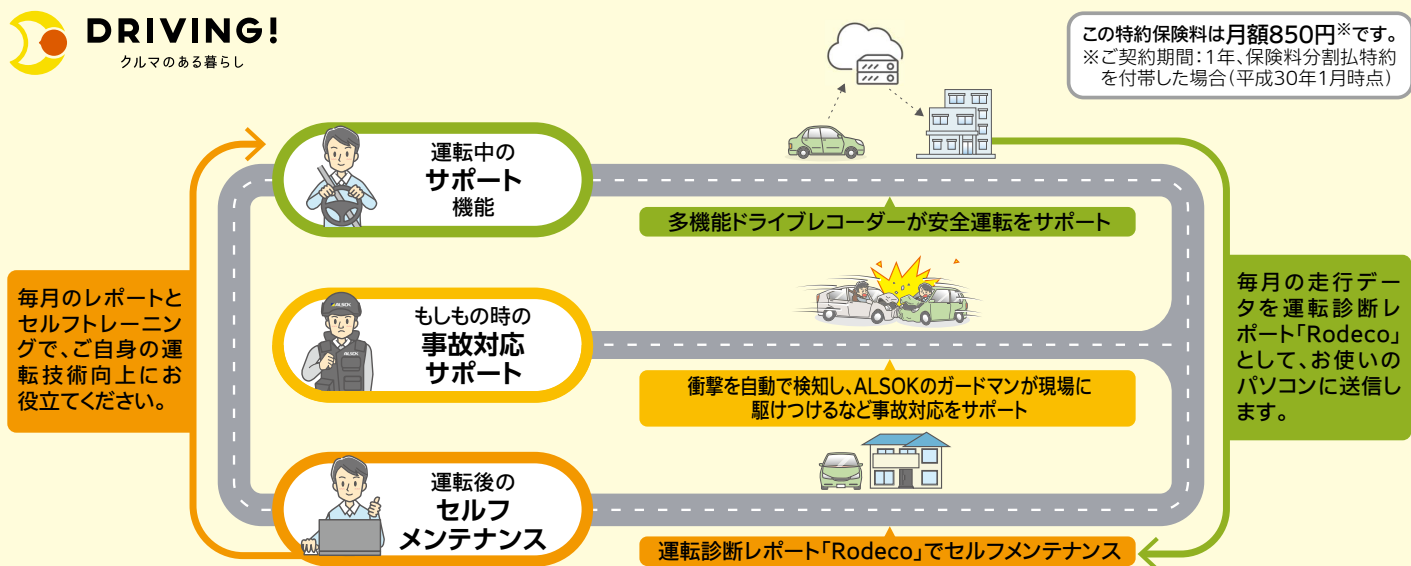
1 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約の新設

平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 「安全運転支援機能」や「事故発生時のサポート機能」が利用できる通信機能付専用ドライブレコーダーの貸与を行う「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」※を新設します。
※ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパン日本興亜がそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたものとみなすことなどを定める特約です。
- この特約は次のすべての条件を満たす場合に付帯可能です。
 - ・記名被保険者が個人のノンフリート契約であること。
 - ・ご契約期間が3年以内であること。
 - ・ご契約の自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であること。
 (注) 損保ジャパン日本興亜が事故の事実を確認するために携帯電話※を使用するため、ご契約者が携帯電話※を所有していない場合は、この特約を付帯することはできません。
※ショートメッセージサービス機能付の携帯電話に限ります。
- この特約を付帯したご契約には、安全運転支援サービス「DRIVING!(ドライビング!)」が提供されます。



運転中のサポート機能

- 多機能ドライブレコーダー
前方の車両との衝突を回避または軽減するため、ドライバーに適切な車間距離を促す「車間アラート」を搭載しています。通常のドライブレコーダーと同様に走行時の録画が可能のため、万一の事故発生時は、ドライブレコーダーの映像で事故状況を確認することができます。また、ヒヤリハット画像(急発進、急加速、急ブレーキなどの危険な運転挙動時の画像)を振り返ることで安全意識の向上を図ることができます。

もしもの時の事故対応サポート

- 事故発生時の自動通報・手動通報
万一の事故時に衝撃を自動で検知し、自動または手動通報により損保ジャパン日本興亜への事故連絡やロードアシスタンスの依頼ができます。
- ALSOKかけつけ安心サービス
自動通報・手動通報を活用し、ALSOKのガードマンをお客さまの事故現場に呼ぶことができます。

運転後のセルフメンテナンス

- 運転診断レポート(Rodeco)
多機能ドライブレコーダーから得られた運転データに基づき、契約者専用ページ(ドライバーズページ)上で運転診断レポートを提供します。ご自身の運転を振り返ることができ、安全運転の意識向上に役立ちます。
- 視機能トレーニング(eyetrレ)
安全運転に必要な視機能の一部を、ご自宅のパソコンを使ってトレーニングすることができます。

2 車両新価特約の改定 平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 車両新価特約の対象となるご契約を拡大します。「満期日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して61か月以内である場合」に付帯可能でしたが、「73か月以内である場合」に付帯可能とします。

3 被害者救済費用特約の新設、無過失車対車事故の特則の改定 平成29年7月改定

THE クルマの保険

SGP

自動運転技術・コネクテッドカー等の普及に対応した補償をご提供するため、次の改定を行います。

New

(1) 被害者救済費用特約の新設

- ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする「被害者救済費用特約」を新設します。

- この特約による保険金のみをお支払いする事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

(注1) 本特約は次のご契約に自動セットされます。・THE クルマの保険 ・対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したSGP

(注2) 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。

(2) 無過失車対車事故の特則の改定

- 車両保険金のお支払いについて、次の事故に該当する場合も、損保ジャパン日本興亜と締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱います。

・ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

- これに伴い、「無過失車対車事故の特則」を「無過失事故の特則」に名称変更します。

4 車両保険の自己負担額の改定 平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- ノンフリート契約の車両保険において、次の自己負担額設定を選択可能とします。

・THE クルマの保険：自己負担額「3万円」(定額方式)、「3万円(車両事故1回目)－10万円(車両事故2回目以降)」

・SGP：自己負担額「3万円(車両事故1回目)－10万円(車両事故2回目以降)」

5 車対車自己負担なし特約の改定 平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 車対車自己負担なし特約の対象契約を、車両保険の自己負担額の設定が定額方式の場合に限り、ノンフリート契約にも拡大します。また、自己負担額が5万円の場合だけでなく、3万円または10万円の場合にもこの特約を付帯可能とします。

6 配偶者の定義の改定 平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

- 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある同性パートナーも内縁の相手方と同様に配偶者に含むこととします。

7 その他の主な商品改定 平成30年1月改定

各項目の詳細および下表以外の改定内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

項目	改定内容	対象商品
(1) 全損時諸費用再取得時倍額特約の改定	● ご契約の自動車がリースカーの場合はこの特約を付帯できませんでしたが、記名被保険者が個人の場合に限り付帯可能とします。 (注)「リースカーの車両費用特約」を付帯したご契約には引き続きこの特約を付帯することはできません。	THE クルマの保険 SGP
(2) 人身傷害保険の入通院定額給付金および人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約の取扱いに関する改定	● 人身傷害保険の入通院定額給付金が複数のご契約でお支払いの対象となるときは、支払うべき入通院定額給付金が最も高額となるご契約で保険金をお支払いします。また、人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約の死亡定額給付金、後遺障害定額給付金についても、同様の改定を行います。	THE クルマの保険 SGP ドライバー保険
(3) 運転者範囲変更漏れサポート特約の改定	● ご契約の締結日以後に、新たに仮運転免許を取得された方をこの特約の救済対象運転者に追加します。	THE クルマの保険 SGP

2 保険料の改定

New

1 ASV割引の新設 平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合に保険料を割引く「ASV割引」を新設します。適用条件および割引率は下表のとおりです。

ご契約の自動車の用途車種	割引の適用条件	割引率
自家用普通乗用車	次の条件をすべて満たしていること。 ・ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備していること。 ・ご契約期間の初日をご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日 [※] 以前であること。 [※] その型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。	9%
自家用小型乗用車		
自家用軽四輪乗用車		

(注1) ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

(注2) 車検証上の総排気量により料率クラスを適用する一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

- スマートフォンアプリ「ポータブルスマイリングロード」の「運転診断」における運転履歴に基づき算出された割引スコア※に応じて保険料を割り引く「安全運転割引」を新設します。
※損保ジャパン日本興亜が有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパン日本興亜が算出します。
- この割引は、次の条件をすべて満たす場合に適用します。
 - ・ノンフリート契約であること。
 - ・ご契約の自動車が自家用8車種であること。
 - ・ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級となるご契約で、事故有係数適用期間が0年であること。
 - ・記名被保険者が個人かつ「運転診断」を受ける方と同一であること。

<割引スコア・等級に応じた割引率>

割引スコア	等級	6(S)等級	7(S)等級
80~100点		20%	5%
60~79点		12%	3%

(注1)ご契約期間の途中で新たな自動車を増車する場合は、増車する日をご契約期間の初日とみなして、この割引の適用可否および割引率を決定します。
 (注2)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。

次の方は安全運転割引の対象になる可能性があります!

- 子どもが生まれたので車を買う
- 引っ越し先で車が必要になった
- 車をもう一台増車する
- 娘がはじめて車を買う

<安全運転割引の簡単4STEP>

STEP1
ポータブルスマイリングロードをダウンロード

アプリストアからダウンロード (Ver.4.00以降)

STEP2
一定期間運転診断を実施

安全運転割引チャレンジにエントリーして運転診断を実施

STEP3
割引スコアを確認

条件を満たすとアプリ上に割引率を表示

STEP4
自動車保険の新規ご契約

アプリに表示された割引率画面を提示しご契約

詳しくはコチラ <http://www.sjnk.jp/kinsurance/smilingroad/challenge/pc>

ダウンロードはこちらへ

iPhoneはこちら

Androidはこちら

3 新車割引の改定

- 新車割引を次のとおり改定します。
 - ・車両保険以外の基本項目について、適用期間を拡大し、割引率を細分化します。
 - ・ご契約の等級が6(S)等級の場合で、事故有係数適用期間が0年以外のとき、6(S)等級以外の割引率を適用します。

<新車割引の割引率> 割引率が拡大している場合は赤文字、割引率が縮小している場合は青文字で表記しています。

自家用普通・小型乗用車	改定前			改定後		
	割引率			割引率		
基本項目	25か月以内	26か月~49か月	25か月以内	26か月~49か月	26か月~49か月	
対人賠償責任保険	6(S)等級	6(S)等級以外	6(S)等級※2	6(S)等級以外	26か月~49か月	
対物賠償責任保険	10%	—	19%	6%	6%	
人身傷害保険・搭乗者傷害特約			18%	5%	5%	
車両保険	21%	11%	29%	18%	18%	
			21%	11%	11%	

自家用軽四輪乗用車	改定前			改定後		
	割引率			割引率		
基本項目	25か月以内	26か月~49か月	25か月以内	26か月~49か月	26か月~49か月	
対人賠償責任保険	6(S)等級	6(S)等級以外	6(S)等級※2	6(S)等級以外	26か月~49か月	
対物賠償責任保険	5%	—	14%	1%	1%	
人身傷害保険・搭乗者傷害特約	3%		16%	3%	3%	
車両保険	25%		29%	18%	18%	
	10%	2%	10%	2%	2%	

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。
 ※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、事故有係数適用期間が0年以外の場合は「6(S)等級以外」の割引率を適用します。
 (注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

(1) 運転者年齢条件26歳以上補償および35歳以上補償の記名被保険者年齢別料率区分細分化

下表のとおり記名被保険者年齢別料率区分を細分化します。

	改定前		改定後
運転者年齢条件特約	記名被保険者年齢別料率区分		記名被保険者年齢別料率区分
「全年齢補償」または 「21歳以上補償」	23歳以下	変更なし	23歳以下
	24歳～29歳		24歳～29歳
	30歳以上		30歳以上
「26歳以上補償」または 「35歳以上補償」	29歳以下	細分化	29歳以下
	30歳～39歳		30歳～39歳
	40歳～49歳		40歳～49歳
	50歳～59歳		50歳～54歳
	60歳～69歳		55歳～59歳
	70歳以上		60歳～64歳
			65歳～69歳
	70歳～74歳		
		75歳以上	

同一の運転者年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により保険料に較差が生じます。

New (2) 65歳以上優良割引の新設

次の条件をすべて満たすご契約について、3%の割引を適用します。

- ・ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢が65歳以上であること。
- ・ご契約の等級が20等級かつ事故有係数適用期間が0年であること。
- ・運転者年齢条件特約(26歳以上補償)または運転者年齢条件特約(35歳以上補償)が付帯されていること。

(注)ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

New 5 Web証券割引の新設

平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトでご確認いただく場合は、年間保険料を240円割り引く「Web証券割引」を新設します。

(注1)ご契約者が個人であるノンフリート契約に限ります。

(注2)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。

(注3)ご契約期間や付帯する特約によっては、割引額が異なる場合があります。

6 クレジットカード払の分割割増の引下げ

平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- 保険料分割払特約または保険料分割払特約(長期契約)を付帯したご契約で、支払方法がクレジットカード払(登録方式)の場合は、一括払と比べた分割保険料の割増を4%から3%に引き下げます。

7 ノンフリート多数割引の対象契約の拡大

平成30年1月改定

THE クルマの保険

SGP

- ノンフリート多数割引の対象契約を、団体扱特約・集団扱特約を付帯した年一括払のご契約にも拡大します。

8 全体的な保険料水準について

平成30年1月改定

- 損害保険料率算出機構は、今後の収支の均衡を図るため、保険実績統計を用いた自動車保険の収支予測に基づき、平成28年11月および平成29年5月に参考純率改定(保険料水準引下げと料率区分の改定など)を実施しました。
- 損保ジャパン日本興亜の商品においては、参考純率改定および損保ジャパン日本興亜の収支状況を踏まえ、ノンフリート契約の保険料水準を平均2%引き下げます。
- ただし、ご契約条件によっては保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は、保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険の名称です。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
Tel:03-3349-3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先